

「空き家活用居住誘導事業」補助対象工事一覧

令和8年度

| | | | |
|--------|--------------------------------------|--|--|
| 省エネ | 開口部の断熱改修 | 内窓の新設 | 既存の窓の内側に新たに窓を取り付ける工事 |
| | | 外窓の交換 | 既存の単板ガラス窓を取り除き、以下のガラス交換に規定する新たなガラス窓に交換する工事 |
| | | ガラス交換 | 単板ガラスを次のいずれかに交換する工事 ①複層ガラス（空気層6mm以上） ②複層ガラス中央部の熱貫流率が4.07以下 |
| | | ドアの交換 | 住宅の屋外に面するドアを熱貫流率が4.07以下のドアに交換する工事 |
| | 天井、床、壁の断熱改修 | 天井裏、床、又は壁の部位ごとに、新たに断熱材を用いる断熱改修工事 ※改修に伴って行う壁の解体、復旧等については、一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| | 省エネルギー等設備機器の設置 | ①節水型トイレ（洗浄水量が6.5L以下のもの） ②高断熱浴槽（4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内） ※設置に伴って行う解体、土間コンクリート及び、設備機器の設置等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| バリアフリー | 手すりの設置 | 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに転倒予防や移動補助のために手すりを取り付ける工事 ※工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| | 段差の解消 | 居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の段差や玄関アプローチの段差を解消する工事（敷居を低くする、スロープを設置、浴室の床のかさ上げ等） ※昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外 ※廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事及び、ユニットバスを設置する工事において、段差が小さくなる場合は一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| | 廊下幅等の拡張 | 通路又は出入口の幅を拡張する工事 ※工事後の通路幅が概ね780mm以上（柱のある部分は概ね750mm以上）、出入口の幅が概ね750mm以上（浴室の出入口は概ね600mm以上）であること ※通路等の幅を拡張する工事に伴って行う壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え、幅木の設置、柱の面取り等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| | 床材の変更 | 居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する工事、浴室の床を滑りにくいものへ変更する工事、屋外の通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事 ※床材を変更する工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| | 開き戸から引戸・折戸への変更 ドアノブからレバーハンドル等への変更 | ①開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事 ※工事に伴って行う扉の撤去、戸車の設置等も一体工事として補助対象工事に含まれる。 ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分は含まれない。 ②ドアノブからレバーハンドル等への変更 | |
| | 和式から洋式への便器の変更 | 和式便器から洋式便器（暖房便座、洗浄機能付便座も含む）へ取り替える工事 ※和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座は含まない。 ※便器の取り替えに伴う床材の撤去、復旧等については一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| | 従来よりまたぎの低い浴槽への変更 | 洗い場から浴槽の縁の高さが350mm未満又は450mm以上の浴槽を350mmから450mmのものに取り替える工事 ※浴槽の設置に伴って行う解体、土間コンクリート及び、ユニットバス設置等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |

| | | |
|--------|---|---|
| 耐久性向上 | 屋根の改修工事 | 耐久性や防水性が従来より向上する工事 (塗替え、葺替え、防水) (塗替え…アクリル→ウレタン→シリコン→フッ素 など) |
| | 外壁の改修工事 | 耐久性や防水性が従来より向上する工事 (塗替え、張替え) (塗替え…アクリル→ウレタン→シリコン→フッ素 など) |
| 居住性向上 | 広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去等 (2LDK→1LDK、3K→2LDK など) | |
| | 床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに取り替える以下の工事 ・衝撃緩和型畳床への張り替え工事 (JIS A5917 の規格であるもの) ※床材を変更する工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| | 対面式キッチンへの変更工事 壁付きのものから対面式キッチン (調理をしながら居室を見渡すことができる構造のキッチンをいう) に変更する工事 ※施工前にすでに対面式キッチンである場合は対象外。 ※キッチンの設置に伴って行う解体、土間コンクリート及びキッチン取付等の工事は一体工事として補助対象工事に含まれる。 | |
| | 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする以下の工事 ・サッシ及び窓ガラスの交換工事 侵入を防止する性能を有することが確かめられたサッシ及びガラスが使用されていること。 ・面格子等の設置工事 侵入を防止する性能を有することが確かめられた雨戸、シャッター、面格子その他建具が設置されていること。 ※上記工事において、「防犯性能の高い建物部品目録」(「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」にて公表) に掲載・公表された防犯建物部品 (CP マークを取得したもの) へ交換する工事であるものが対象。 | |
| | 照明設備の設置及び取り換え工事 | |
| | 電気配線設備の設置及び取り換え工事 | |
| | 壁紙、床材、天井の張替え工事 | |
| 衛生向上 | キッチン、洗面所、トイレ、浴槽の取り換え工事 | |
| 排水機能向上 | 雨樋の取付及び取り換え工事 | |

★いずれの工事も耐震性を有する空き家のみが対象 (※耐震性を有する予定のものも含む)